

宮城の豊かな自然環境を守るために

廃棄物の不法投棄や野外焼却は、自然環境を損なうとともに、将来にわたって、悪臭・地下水汚染などの公害問題を発生させ、回復困難な負の遺産として残ります。県民一丸となって不法投棄・野外焼却に対する関心を高め、宮城のすばらしい環境を守りましょう。

《主な違反》

- ✔車検切れになった廃自動車を山林に捨てた。（不法投棄）
- ✔コンクリート殻等の建築廃材を埋め立て投棄した。（不法投棄）
- ✔建物解体で生じた廃材を空き地で焼却した。（焼却の禁止）
- ✔無許可業者に廃棄物の処分を委託した。（委託基準違反）
- ✔行政指導を無視し、命令に従わなかった。（改善・措置命令違反）
- ✔無許可で廃棄物の収集・運搬・処分をした。（無許可処理業）



⚠野外焼却行為は例外を除き禁止されています

<野外焼却の例外となる場合>

- 廃棄物処理基準に従う焼却
- 法令又はこれに基づく処分により行う焼却（伝染病で死亡した家畜の焼却）
- 公的機関がその施設管理のために行う焼却（河川敷の草焼き、道路側の草焼き）
- 災害の予防、応急対策、復旧に必要な焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事のために必要な焼却（どんと祭）
- 農林漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却（焼き畑、魚網にかかったゴミの焼却）
- 日常生活で通常行われるものであって軽微なもの（落ち葉焚き、キャンプファイ

ヤー、芋煮会)

警察では、あわび等の磯根資源の密漁、野鳥の密猟、河川の汚濁犯罪の取締りも強化しています。



環境犯罪・悪質商法相談電話 022-261-1110番
警察本部又は最寄りの警察署・交番・駐在所へ